

区長報告第六号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、和解について令和四年二月十四日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

令和四年三月十日

港区長 武井 雅 昭

記

一件名 損害賠償請求訴訟事件に係る和解
二 当事者 原告 個人

被告 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

被告補助参加人 東京都港区三田一丁目四番二十八号

社会福祉法人恩賜財団済生会

三 事件の要旨

原告は、平成二十九年十月二十六日、港区立特別養護老人ホーム港南の郷において原告が入浴の際に、浴場脱衣所で転倒し、負傷した事故（以下「本件事故」という。）について、被告が原告の生命及び身体に危険がないよう配慮するべき義務を怠ったことにより損害が生じたとして、令和二年七月十日、被告に対し、損害賠償を求める民事訴訟（以下「本件事件」という。）を東京地方裁判所に提起した。

四 被告補助参加人の本件事件への参加

本件事件の解決について利害関係を有する被告補助参加人は、被告を補助するため、令和二年九月十四日、本件事件に参加した。

五 和解金の支払等

東京地方裁判所から和解の勧告があり、当該勧告を踏まえ、原告、被告及び被告補助参加人が協議した結果、本件事故に関する和解金（以下「和解金」という。）を被告補助参加人が原告に支払うこととし、当該支払が完了したときは、原告、被告及び被告補助参加人との間で、和解することとした。

この協議を踏まえ、原告及び被告補助参加人は、令和四年一月二十日、東京簡易裁判所において、原告を申立人、被告補助参加人を相手方として、次のとおり和解した。

(一) 相手方は、申立人に対し、和解金として六百十万円の支払義務があることを認める。

(二) 相手方は、申立人に対し、(一)の金員を、令和四年二月十日限り、申立人名義の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、相手方の負担とする。

(三) 申立人は、相手方に対し、相手方から(二)により金員の支払いを受けたときは、本件事件において、申立人と被告との間で、次の記載内容のとおりの上記の訴訟上の和解をすることを確約する。

ア 原告は、本件請求を放棄する。

イ 原告及び被告は、本件に関し、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

ウ 訴訟費用は、各自の負担とする。

(四) 申立人及び相手方は、本件に関し、申立人と相手方との間には、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(五) 和解費用は、各自の負担とする。

六 和解条項

原告が被告補助参加人から和解金の支払を受けたため、原告、被告及び被告補助参加人は、次のとおり和解した。

(一) 原告は、本件請求を放棄する。

(二) 原告及び被告は、本件に関し、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほか

- (三) に、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
訴訟費用（参加費用を含む。）は、各自の負担とする。